

令和2年10月6日

さいたま市内の飲食店・小売事業者の皆様

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。

新型コロナ対策として、飲食店はじめ小売事業者の方向けの経済支援策が新設されました。幅広い方が対象となりますので、是非ご登録ください。

なお、下記 1. Go To Eat キャンペーンは飲食店限定、2. さいたま市プレミアム商品券は全業種対象となりますのでご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、末尾に記載しました村井英樹事務所の各担当者までお気軽にご相談下さい。

1. Go To Eat キャンペーン P4、P5

Go To Eat は、(1) 食事券方式と (2) オンライン予約方式があります。両方式をご利用頂けますが、それぞれに登録申請が必要です。

(1) 食事券方式

10月12日から、一般消費者に12,500円分の食事券を10,000円で販売。10月23日から使用可能となります。また、この食事券を利用できる店舗の登録申請が9月30日から始まりました。

申請はWebやFaxで簡単に行うことができます。是非ご登録ください。

※ Web申請はGo To Eat キャンペーン 埼玉県事務局 HP から。

「Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局 公式」と検索してください。

※ Fax申請はP1、2の用紙にご記入の上、ご申請ください。

【取扱加盟店の募集期間】9月30日～ 来年1月31日

【食事券の販売期間】10月12日から先行WEB申込開始（先着順）。

【食事券を使用できる期間】10月23日～ 来年3月31日

(2) オンライン予約サイト方式

ぐるなび・食ベログなどオンライン飲食予約サイト経由で、予約・来店をした消費者に対し、次回以降に利用できるポイントを付与する取り組みがスタートしまし

た。昼食時間帯（～15:00）は500円分、夕食時間帯（15:00～）は1,000円分付与されます。

なお、「ポイントを取得できる飲食店」も「ポイントを利用できる飲食店」も、キャンペーン参加飲食店となる必要があります。そのためには、ぐるなび・食べログなどオンライン飲食予約事業者への登録が必要となります。詳細はこちらからご確認ください。「GoToEat キャンペーン・農林水産省 HP」 <https://gotoeat.maff.go.jp/>

【ポイント付与の上限】 1回の予約あたり10人分(最大10,000円分)

【ポイント付与の期間】 来年1月末まで（既に開始済み）

【ポイントの利用期限】 来年3月末まで（既に開始済み）

【キャンペーン参加のオンライン予約事業者】 ぐるなび・食べログなど13社

2. さいたま市プレミアム商品券 P6

10月12日（予定）から、12,000円分の商品券（市内の店舗で利用可能）を10,000円で販売。12月5日から使用可能となります。この商品券を利用できる店舗の登録が、10月5日から始まりました。なお、この商品券の対象は、飲食店に限らず、幅広い業種が対象となります。こちらでもWebやFaxで、簡単に登録することができます。

※ Web申請はこちらから（がんばろう さいたま！商品券HP）

<https://premium-gift.jp/saitama>

※ Fax申請の用紙は追って同HPにアップされる予定です。

3. Go To 商店街事業 P7

地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなる商店街イベントにかかる経費を100%補助します（1商店街あたり300万円まで）。10月2日から先行募集が始まっており、10月19日～2月14日に開始する事業が対象です。詳細はこちらをご覧ください。

（経産省 Go To 商店街事業に関するお知らせ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/index.html>

4. 家賃支援給付金・持続化給付金・無利子無担保融資 P 8

その他、テナントを借りている事業者の皆様への支援として、国と県がそれぞれ地代・家賃の負担を軽減する給付金を措置しています。県への申請を忘れていらっしゃる方が多いのでご注意ください。

また、売上が昨年に比べて大きく減少した事業者の方への「持続化給付金」や、日本政策金融公庫や商工中金による無利子・無担保融資も、引き続き申請を受け付けています。

国や県の施策については、「申請が煩雑で難しい」といった声が多く、村井英樹事務所ではこうした声を受け、これまでに 500 件を超える申請のお手伝いをさせて頂いております。ご不明点などございましたら、何なりと下記連絡先にご相談ください。

衆議院議員 村井英樹

080-5694-7202

【村井英樹事務所問い合わせ先】

岩槻区の方（担当：相馬 090-1218-3091）

浦和区の方（担当：尾崎 080-5378-9403）

緑区の方（担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方（担当：舟本 080-6888-2962）

それ以外の方（担当：二宮 090-8313-0955）

【送信先】 Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局 取扱加盟店登録受付担当

FAX: 048-649-4510

Go To Eat キャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券 取扱加盟店申込書

埼玉県事務局で実施するプレミアム付食事券事業に参加したく、次のとおり申請します。

事業者名 (法人名)	(フリガナ) <small>※個人事業主の場合は記載不要です。</small>						
食品営業 許可番号	※営業許可番号を必ずご記載ください。 指令 _____ 保 ・ 第 _____ - _____ 号						
食品営業 許可有効期限	西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
代表者名	役 職 :			代表者名 :			
申請者住所 郵便番号				-			
申請者所在地 住所							
申請者連絡先 TEL・FAX・ メールアドレス	TEL :	—	—	※日中連絡をさせていただいております。			
	FAX :	—	—				
	メールアドレス :						
申請担当者名	(フリガナ)						
店舗名	(フリガナ) <small>※取扱加盟店に掲載する店舗名となります。</small>						
店舗所在地 郵便番号				-			
店舗所在地 住所	※こちらが書類送付先となります。						
店舗 TEL・ ホームページ	TEL :	—	—				
	FAX :	—	—				
	URL (任意) :						
店舗責任者 連絡先 TEL	事務連絡用 (取扱加盟店一覧には掲載しません。) TEL : _____ — _____						
店舗責任者名							
ジャンル	該当する項目に☑してください (一つのみ☑してください)。 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 麺類 <input type="checkbox"/> ファストフード・ファミレス <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> ダイニングバー・バル <input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> 焼肉・ホルモン <input type="checkbox"/> 各国料理 <input type="checkbox"/> カフェ・スイーツ <input type="checkbox"/> その他 (_____)						
指定振込口座	金融機関名				支店名		
	金融機関コード				支店コード		
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号			
	口座名義 (カカナ)						

この申込書をもって募集要項、事業約款、個人情報保護方針の内容に同意したものといたします。
別紙の参加飲食店同意書に記入の上、一緒にお申込みください。(合計2枚)

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料품을その場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- 当店は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく埼玉県知事からの下記要請に従います。
- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の店頭への掲示及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び埼玉県LINEコロナお知らせシステムの導入
- また、Go To Eat キャンペーン期間中に、同法に基づく新たな要請があった場合には、それに従います。同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
- ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - ・ 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
- ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・ 食事中以外はマスクを着用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はGo To Eat キャンペーン 埼玉県事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和 年 月 日

店舗名：

代表者：

代表者印



がんばろうさいたま! 商品券について

About

商品券名称	がんばろうさいたま! 商品券
目的	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促す
商品券を購入できる対象者	市内在住、在勤及び在学の方
綴り構成	共通券（全ての取扱加盟店で使用可能）8,000円分（1,000円×8枚）、 専用券（大型店以外で使用可能）4,000円分（500円×8枚）
販売価格	額面12,000円の商品券を10,000円で販売
使用期間	令和2（2020）年12月5日（土）～令和3（2021）年3月31日（水）
商品券販売方法	WEBサイトまたは専用ハガキにより応募を受け、応募者多数の場合は抽選により購入者決定
取扱加盟店	市内店舗から募集いたします。募集開始は令和2年10月5日（月）を予定しています。
販売冊数	60万冊（1人5冊まで購入可能）

Go To 商店街事業の募集概要①

①応募対象者

特定の商店街等（商店街その他の商業の集積）の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等*

* 商店街組織（任意団体含む）、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、
民間事業者（DMO、まちづくり会社（中小企業に限る））等

※それぞれ、設立経過年数等の要件を設定

②対象事業

- ・ 消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・ 地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

③事業実施箇所

- ・ 申請者の所在エリア及び隣接するエリア*
- ・ オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし
* イベント実施により、申請者の所在エリアへ直接の来街があり、活性化が見込めるエリアに限る

④上限額

- ・ 300万円×申請者数
+500万円（2者以上で連携し事業を実施する場合に限る）

※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円とする。

⑤対象経費

イベント等を実施するために必要な経費（主な対象経費は次ページ）

※イベント等実施のみに使用されることが特定・確認できるものに限る

※出演費等の一部の経費については、経費毎の限度額、限度割合等の要件を設定

<主な対象経費>



地元パフォーマー等の出演費



感染予防用品等の購入費用



アルバイト雇用費用



ウェブサイト等構築費用



宣伝・広告に要する費用



テント等のレンタル費用



ソフトウェア等のライセンス料



商品開発等のコンサルティング費用



地域産品を活用した景品・販促品費



広告物等の印刷・製本に要する費用



デリバリープラットフォーム等への掲載料



イベント実施に必要な運送料

<主な対象外経費>



プレミアム付商品券・金券等



備品の購入費用



施設整備費用（ハード事業）

埼玉県中小企業・ 個人事業主等家賃支援金 (賃借人)

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少したテナント事業者（中小企業・個人事業主等）の方に対して、県が家賃の負担軽減を支援します。

申請期間

令和2年8月7日（金）～令和3年2月15日（月）

支援金額

補助率：申請時の直近家賃の支払額の1 / 15の6か月分
上限額：20万円

（建物の賃貸借契約が2件以上ある場合は30万円）



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

申請者の主な要件

- 1 埼玉県内にある、建物、土地等を事業目的で賃借している。
- 2 5月から12月の売上が
 - ・1か月で前年同月比50%以上減少
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少
- 3 2019年の月平均売上が15万円以上ある。
（法人の場合は前事業年度（2019年4月から2020年3月までの間に末日がある事業年度））

※ 詳細は、申請要領、ホームページなどをご覧ください。

申請方法

電子申請の場合

以下のURLから申し込みフォームにお進みください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則電子申請をお願いします。

郵送の場合

〈送付先〉〒332-8799 埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局留
埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)事務局 宛

